

新型コロナウイルス感染症特設サイトのご案内

梅田総合法律事務所 弁護士 高橋 幸平
弁護士 沖山 直之

▶ POINT

- ① 当事務所は、インターネット上で、特設サイト「新型コロナウイルス感染症に関する法律相談」を開設しています。
- ② 特設サイトでは、主に事業者向けに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して生じる法律問題や利用可能な制度等についての説明、情報提供を行っています。
- ③ 情報は随時更新していますので、是非ご参照ください。

1 はじめに

当事務所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じる法律問題への情報提供を目的として、本年4月18日、インターネット上の特設サイト「新型コロナウイルス感染症に関する法律相談」を開設しました¹。以降、本特設サイトでは、労務、雇用調整助成金、会社運営、不動産取引、事業継続・再生をテーマとして、コロナ禍に関連して生じ得る法律問題について Q&A 方式で解説を行うとともに、各種融資制度や給付金・助成金、行政からのお知らせを一覧にまとめています。特設サイトから、法律問題・制度に関連する各省庁や地方自治体のホームページに進むことも可能です。

今回のニュースレターでは、この特設サイトをご紹介します。

¹ <https://sites.google.com/view/corona-soudan/home>

2 労務

コロナ禍に関連して生じやすい労務問題として、①従業員に感染(またはその疑いのある)者が発生した場合の対処法と休業手当、②職場の感染防止対策、テレワーク、③事業を一時的に休止、縮小する場合の対応(一時帰休、ワークシェアリング等)、④事業を縮小、休止する場合と非正規雇用の対応、⑤子育て休業支援、⑥従業員の解雇等、⑦従業員が感染した場合の労災等を取り上げ、多くの Q&A を設けています。

上記①について1つ例を挙げると、従業員を休業させた場合、いかなるケースで法律上休業手当を支払うことが求められるのかは、なかなか理解が難しい問題です。ワクチンや治療薬の開発まで、今後も多くの企業が感染症対策として営業時間の短縮等とともに従業員に休業・短時間勤務をさせることが想定されます。また、感染(疑い)者が出て休業させることもあるでしょうが、特設サイトでは、こういった各場合の賃金の処理についての一般的な考え方を分かりやすく解説しています。

3 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業者が、従業員を休業させて雇用を維持するとともに休業手当を支払った場合に、その一部を助成する国の助成金です。従来から存在する制度ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急対応期間中の特例措置として、支給要件が大幅に緩和されるとともに、支給額も大幅に拡充されました。

本年4月に特例措置が発表されて以降、内容や手続が頻繁に変わってきましたが、事業主が実際に支払った休業手当の補填がなされる有意義な制度であり、多くの事業者に利用されています。

特設サイトでは、制度の変更を随時反映させ、可能な限り、最新の内容について分かりやすく整理するよう努めています。

4 会社運営

いわゆる「三密」の回避が社会的要請となり、会社における会議体の運営にあたっては対策を講じることが求められています。現行法下でも、IT 技術を活用するなどして、取締役会や株主総会について、従来のリアルな会議と異なる方法で開催することもある程度可能です。特設サイトでは、法的に可能な方法として、取締役会を WEB 会議や電話会議システムで開催すること、取締役会決議を(例外的に)書面で行うこと、株主総会の招集にあたっての工夫、株主総会における議決権行使の方法、リアル開催とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の総会運営等をご紹介します。

また、社団法人の運営(理事会、社員総会)に関しても解説を行っています。

5 不動産取引

コロナ禍により一般に生じ得る不動産取引に関する法律相談として、①賃貸借、②売買、③仲介についての Q&A を多数用意するとともに、④マンション管理組合についても、従来とは異なる理事会や総会の運営方法等についてご説明しています。

また、①賃貸借に関連して、事業縮小に伴う中小企業・個人事業者の地代・家賃の負担を軽減する国の給付金「家賃支援給付金」についてもご紹介しています。

6 事業継続・再生

大幅に売上が減少した場合に資金繰りが可能な状態を保つためには、運転資金の調達（収入面）と固定費の削減（支出面）の両面の対応が必要です。特設サイトでは、そのために利用可能な制度等をご紹介するとともに、それらの方法を尽くしてもなお十分でない場合の手段として、法的整理・私的整理の手続の概略をご説明しています。

7 各種助成金

金融機関による資金繰り支援のための貸付制度、事業主向け給付金、各種助成金、公租公課の減免・支払猶予等をまとめています。

8 行政からのお知らせ

国の省庁や地方公共団体が、法律問題や制度のほか、感染動向、支援策、各種相談窓口等に関する情報を発信しているホームページをご案内しています。

9 最後に

感染拡大の第1波は終息し、第2波もピークは越えたとの見解もありますが、当分の間、予断を許さない状況が続くと言われており、この先もコロナ禍に関連した法律問題に直面する局面が多く想定されます。当事務所の特設サイトは随時更新しておりますので²、今後も是非ご参照ください。当事務所のホームページから特設サイトに進むこともできますし、現在では、Google や Yahoo!などの検索エンジンで、例えば「コロナ 法律相談」と検索いただくと、比較的上位に掲載されます。

ただし、当事務所の特設サイトは、新型コロナウイルスの感染拡大に関連する法律問題について一般的な説明を試みるものであり、個別具体的な事例を念頭においたものではありません。個別具体的な事案の対処について法的助言を必要とされる場合には、当事務所にご相談ください。

² 可能な限り更新に努めていますが、常に最新の法令にアップデートしていることを保証するものではありません。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有
いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

弁護士会には多数の委員会があり、様々な活動をしています。私は、その中で、「民事介入暴力対策委員会」という反社会的勢力の対策に取り組んでいる委員会に所属しており、最近は、「企業のホワイト化」という問題に取り組んでいます。

現在、銀行等の金融機関は、独自で反社会的勢力に関するデータベースを持っており、ある企業が反社会的勢力と関係を持っていると判断すると、新規融資を拒否したり、契約を解除して既存の融資を引き揚げるなどの措置を取っています。そうすると、当該企業はたちまち資金繰りが苦しくなり、経営破綻に陥るおそれも出てきます。ただ、企業によっては、知らずに反社会的勢力と関係を持ってしまったというケースもあるでしょうし、また、経営破綻に陥ると、当該企業の従業員や取引先に多大な支障を与えることになります。そこで、当該企業について、反社会的勢力との関係を断ち、社内のガバナンス(管理体制)を整備して、金融機関との取引を正常化するための取り組みが必要であり、こういった取り組みのことを「企業のホワイト化」と呼んでいます。

金融機関から失った信頼を取り戻すのは容易ではありません。現時点では「企業のホワイト化」が成功した事例は多くなく、ホワイト化の基準や手法も確立していない部分が多いのですが、これからも研究を進めていきたいと思っています。

(弁護士 古賀健介)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階
TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階
TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>